

日本に住むすべての人と世帯が対象です

10月1日は、国勢調査

10月1日現在で「令和2年国勢調査」が全国一斉に実施されています。
国勢調査は、5年に一度、日本に住むすべての人が参加する大調査です。

●問い合わせ 役場総合政策課 企画政策係 ☎096(293)3118

調査票は届きましたか？

調査票に記入していただいた内容は、統計を作成する目的以外に使用されることはありません。
10月1日現在のあなたの状況を記入し、ご提出をお願いします。



調査票の提出方法が選べます

インターネットで回答するか、紙の調査票を郵送で提出していただくかご希望の方法で提出できます。希望者には、調査員による回収も行います。



調査票記入時の注意点

- 黒の鉛筆かシャープペンで記入する
- × ボールペンや色鉛筆では記入しない
- × 濡らしたり、汚したりしない

皆さんの回答が町の未来を作ります。
皆さん一人ひとりのご協力をよろしくお願いします。

認知症に関する相談は町地域包括センターへ

●問い合わせ 町地域包括支援センター ☎096(292)0770

大津町認知症初期集中支援チーム

県認知症疾患医療センター(菊池病院)の医師や医療、介護の専門職がチームとなり支援を行います。「大津町認知症ケアパス・ガイドブック」は町地域包括支援センターや役場介護保険課窓口で配布しています。
※認知症疾患医療センターとは、認知症の専門医療機関としての対応に加え、専門医療相談などを行う機関です。



支援チームメンバー



令和2年度改訂「認知症ケアパス・ガイドブック」

月1回
開催

もの忘れ相談 (要予約)



菊池病院相談員



高齢者等見守りネットワーク 協力団体募集

「最近、忘れることが増えた」など、思い当たることはありませんか。県認知症疾患医療センター(菊池病院)の相談員による認知症テストを受けることができます。医療機関の受診や認知症の予防に必要な食事や運動などのアドバイスをします。日時は、22頁「まちの相談」をご確認ください。

町と町内の企業や団体が協定を結び、高齢者の見守り活動を行っています。車や建物などに貼っているステッカーが目印です。協力団体を募集していますので、お問い合わせください。



協力 九州電力(株)

新型コロナ 生活支援



役場福祉課
福祉係
☎096(293)3510

【町独自】ひとり親家庭等 臨時特別支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭などを支援するため、臨時特別支援金の支給を行います。

- 対象者 国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」(基本給付)の受給者で、10月1日(基準日)時点で町に住民票があり、基準日から申請期限までに児童扶養手当の支給要件に該当する人
- 支給金額(一回限り) 国の給付金に該当した監護する児童1人当たり2万円
- 支給方法 支給を受けるためには申請が必要です。対象者には10月上旬にお知らせを送付します。
※申請様式などは町ホームページに掲載しています。
- 申請期限 令和3年2月26日(金)

【町独自】生活支援 臨時特別支援金

令和2年度市町村民税が非課税の世帯に対し、感染症予防費用や家計の安定を目的に支援金を支給します。

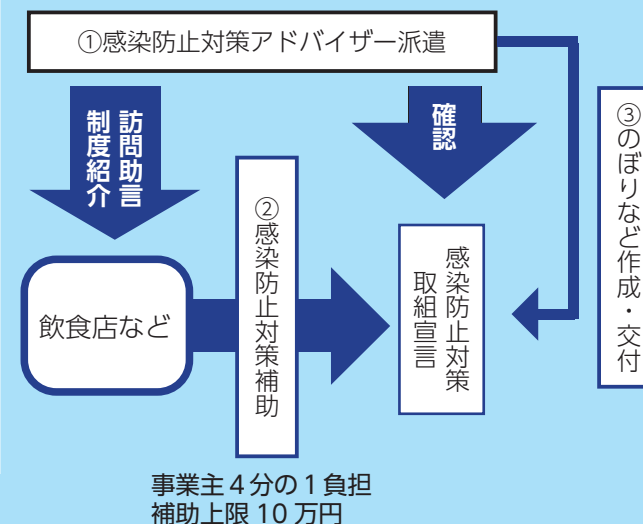
- 対象者 令和2年度町県民税非課税の世帯(10月1日時点で町に住民票があり、住民票上の世帯全員が非課税の世帯)
- 支給金額(一回限り) 1世帯当たり2万円
※複数世帯の場合、2人目以降は1人につき5千円加算
- 支給方法 支給を受けるには申請が必要です。町で確認できる対象者には10月上旬にお知らせを送付しますので、申請期限までに郵送などで申請をお願いします。
※令和2年1月2日以降に町へ転入した人には、お知らせは送付されません。前住所地の市町村が発行する世帯全員の非課税が分かる証明書を添えて申請が必要です。
※申請書様式などは町ホームページに掲載しています。
- 申請期限 令和3年2月26日(金)

新型コロナ 経済支援



役場商業観光課
商業観光係
☎096(293)3115

熊本型飲食店等 コロナ感染防止事業



緊急経済協力金の対象範囲拡充

売上が激減している飲食・宿泊業者の、感染拡大防止の取り組みに支給している協力金の対象範囲を拡充しました。
●提出期限 10月23日(金)

新型コロナウイルス対策 緊急個別相談会(事前予約制)

資金繰り・雇用・労働などの経営面で影響のある中小・小規模事業者の相談に対し、中小企業診断士・社会保険労務士などの専門家と連携し、相談会を実施します。

- 対象 町内中小・小規模事業者(農業者も含む)
- 相談内容
・家賃支援給付金
・補助金
・雇用調整助成金 など
・持続化給付金
・融資制度
- 開催日 令和3年3月までの毎週月曜日
- 時間 ①午前9時～ ②午前10時30分～
③午後1時～ ④午後2時30分～
⑤午後4時～
- 場所 町まちづくり交流センター
- 予約(事前予約制)
役場商業観光課 商業観光係 ☎096(293)3115

町家賃支援給付金

- 支給対象 国の家賃支援給付金を受給した事業者
- 給付額 申請時の直近1カ月にの支払い賃料(月額20万円上限)の3分の1の3カ月分